

建設省厚発第264号
建設省技調発第132号
平成6年6月21日

最終改正 平成16年12月22日 国地契第29号
国官技第199号
国営計第104号

各地方建設局総務部長
各地方建設局企画部長 あて

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長

公募型指名競争入札方式の手続について

地方建設局の所掌する工事を指名競争に付する場合において、指名業者の選定に当たり、建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、当該工事の施工に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を建設業者から幅広く求める「公募型指名競争入札方式」に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

なお、工事請負業者の選定手続は、従来どおり会計法令等に基づいて行うものであることに留意されたい。

追って、「技術情報募集型指名競争入札方式の手続について」（平成5年4月6日付け建設省厚発第96号、建設省技調発第89号）は廃止する。

記

1 対象工事

公募型指名競争入札方式の対象工事は、工事規模が概ね2億円以上7億5千万円未満の工事とする。ただし、緊急を要する場合その他公募型指名競争入札方式に係る手続により難しい場合はこの限りでない。

2 技術資料の収集

地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）は、1に掲げる対象工事を発注しようとする場合においては、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第16の指名基準を踏まえて、選定要領に基づく指名競争参加資格の認定を受けている者のうち技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、3の技術資料の提出を求めるものとする。

3 技術資料の内容

(1) 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて地方整備局長等が選択するものとする。また、4の掲示の開始後速やかに、地方整備局長等は、技術資料の作成及び提出に係る事項等を記載した技術資料作成要領を交付するものとする。

① 施工実績

イ 同種又は類似の工事の施工実績（平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあつては、旧地方建設局請負工事成績評定要領（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）別記様式第1及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）別記様式第1の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国官技第92号）第5第2項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年3月30日付け国営計第87号、国営技第33号）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（②ロにおいて単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。ロにおいて同じ。）

ロ 近隣地域内における工事の施工実績

② 配置予定の技術者

イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）

ロ イの予定者の資格、工事経験（評定点合計が65点未満のものを除く。）等

③ 当該工事が施工計画審査タイプ（大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であつて高度な施工技術を必要とするものをいう。）である場合においては、施工計画（施工工法、仮設備計画、安全対策、環境対策等に関する技術的所見を含む。）

④ その他地方整備局長等が必要と認める事項

(2) (1)①イ及びロの施工実績並びに②ロの工事経験に係る技術資料には、次の①から⑤までに掲げる工事成績評定通知書（以下(2)において単に「工事成績評定通知書」という。）が含まれるものとする。この場合において、評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付するものとする。

① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」の別記様式第2の工事成績評定通知書

③ 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

4 技術資料収集に係る揭示

3の技術資料を収集しようとする場合においては、地方整備局長にあつては当該地方整備局の本局及び当該工事を担当する事務所において、事務所長にあつては当該事務所において次に掲げる事項を含む揭示を行うものとする。

(1) 工事の概要

(2) 技術資料の作成及び提出に係る事項

(3) 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

(4) その他地方整備局長等が必要と認める事項

5 技術資料の審査

(1) 地方整備局長等は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第16の指名基準に基づき、技術資料を提出した者の中から当該工事の競争入札に参加する者を、入札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。

(2) (1)の技術資料の審査を行うために、必要に応じて、地方整備局長にあっては当該地方整備局の本局に、事務所長にあっては当該事務所に技術審査会を設けるものとする。

(3) (2)の技術審査会の構成員は、原則として、次に掲げるところによるものとする。

① 地方整備局の本局の技術審査会にあっては、次に掲げる者

- イ 技術開発調整官
- ロ 契約管理官
- ハ 当該工事を所掌する部の調査官等
- ニ 契約課長
- ホ 技術管理課長（建築事業に係る工事にあっては技術・評価課長）
- ヘ 当該工事を所掌する課の長
- ト 当該工事を担当する事務所の長

② 事務所の技術審査会にあっては、次に掲げる者

- イ 事務所長
- ロ 副所長（事務）
- ハ 担当副所長（技術）
- ニ 契約事務管理官
- ホ 工事施工管理官
- ヘ 経理課長（経理課が置かれていない事務所にあっては総務課長）
- ト 当該工事を所掌する課の長

6 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札参加者に第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとし、技術資料収集に係る掲示及び指名通知書にその旨記載する。

工事費内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額等が記載されたものとする。

7 苦情申立て

(1) 地方整備局長等は、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長等に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

(3) 地方整備局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

(4) (1)から(3)までに掲げる事項については、技術資料作成要領において明らかにするとともに、(2)に掲げる事項については、(1)の通知において明らかにするものとする。

(5) (1)の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、選定要領第16第8号に規定する指名基準の各事項（指名が特定の有資格業者に偏しないこと及び同号イからチまでの事項をいう。）のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。

(6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

する。

8 再苦情申立て

地方整備局長等は、技術資料作成要領及び7(3)の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方整備局長等からの非指名理由の説明に不服がある者は、非指名理由の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

9 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
- (2) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を行うことがあるものである。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項については、技術資料作成要領において明らかにするものとする。